

奈 政 行 第 3 号

平成 30 年 5 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 八 尾 俊 宏 様  
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

## II. 総論

### 3. 個別監査を踏まえた全体的概観と意見

#### ① 環境部のみでは管理できていない現実に対して

(法務ガバナンス課・環境部関係課)

#### 【監査結果】

廃棄物等の収集等に携わる現業職は、3人前後のチームを基礎単位として体を酷使する肉体労働が中心なので、現場ではチーム間の負担平等とノルマ制が非常に重視されている。自治的な集団として自律を重んじ、外部に対しても集団として要求する。部課長等の管理職は集団外の少数者であり、最終的な人事権を持たず、現場の反発を受けて収集等が滞れば責めを問われるという恐れがあるから、現場迎合とならざるを得ない面がある。

このような構造的要因の中で、管理職個々人の意識と力量の限界もあり、なかなか改善は進んでいない。外部の各種委員会等による提言も大半は実行に移されておらず、長期病欠や時間外勤務が恒常的に継続している。

現状のまま環境部任せ、現場の管理職任せにしても改善は期待できない。環境部を超えた市としての組織的な体制・仕組みを整備して、現場に近い管理職が具体的に指示し考課できる道筋をつけ、その結果を管理職個人のみにならせない、市全体で支えるという姿勢を明らかに示すことが必要である。

これは正に、奈良市行政全体のガバナンスをいかに有効に機能させるかという問題である。奈良市行財政改革実施計画（平成23年度から平成27年度まで）においては、チェック機能の不全、制度の硬直化などのリスクがないかを検証し、内部統制システムによるガバナンスを強化することにより、それらリスクの事前回避または低減を図り、「市民に信頼される市役所の実現」を図るとされている。まずは、市長及び各部局長らトップによるガバナンス確立に向けた強いメッセージの継続的な発信が必要である。同時に、管理職が強い姿勢を示し、各職員が倫理観と当事者意識を持ち、全庁一丸となって組織的にPDCAサイクルを循環させるメカニズムを機能させ、市民から信頼される市役所へと変革していく必要がある。

### 【措置の内容】

平成28年10月に、環境部における一般廃棄物処理体制の最適化を検討する体制をとるとともに、環境部はもとより総合政策部や総務部も加えた組織横断的なプロジェクトチームを設置しました。個別の取組においても必要に応じて総務部や総合政策部等が連携して対応することとしました。

そのほか、公正かつ毅然とした強い態度を示し、コンプライアンスの徹底を推進するため、奈良県警OBを環境部内に配属しました。

また、内部統制を充実・強化するため、各所属の管理職が中心となって、普段からPDCAサイクルを意識したリスクマネジメントを徹底しました。